

## 大阪地方裁判所委員会（第26回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

5月16日（水）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成24年5月16日（水）午後2時から午後5時30分まで

### 2 場所

大阪地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）稲田和也，栄藤利之，岡田忠克，川合伸二，木村岐代子，谷口美樹子，戸部義人，松田岳士，山田一信，吉岡康生，森恵一，佐藤方生，中川博之，吉野孝義（敬称略）

（説明者，模擬評議裁判長役）西田眞基

（事務担当者）中本敏嗣，巽信裕，山本猛，西山実

（庶務）坂本靖史，西名裕

### 4 配布資料

模擬評議用起訴状等，裁判員裁判の実施状況について，裁判員経験者意見交換会議事概要

### 5 議題

裁判員制度について

### 6 議事

（委員長： 委員（学識経験者）： 委員（法曹関係者）： 説明者，事務担当者及び庶務： ）

- (1) 委員長の挨拶
- (2) 委員異動報告及び自己紹介(佐藤委員, 中川委員)
- (3) 模擬評議(事案:殺人未遂 学識経験者委員が参加)



#### (4) 意見交換

: 模擬評議を体験して、事件の論点整理及びそれを裁判員に理解してもらうことについて、裁判所側が工夫し非常に苦労していることが分かった。

: 証人の証言の信用性について、個々の証言に限定して裁判員に質問すると、経験上、回答に苦労されるため、相対立する被告人の公判供述を含めた全体の供述について、信用性に関する意見を述べてもらうなどの工夫をしている。また、現在行われている多くの裁判員裁判では、論告、弁論の各書面に当事者の主張が箇条書きで分かりやすく記載されており、評議は、これら当事者の主張を踏まえつつ、ホワイトボードを利用するなどして、事件の論点や議論を整理する形で行われている。

: 事前配布された資料を読んだ時は、細かい情報にばかり目がとられ、論点が見えづらかったが、模擬評議の中で、裁判長に議論を整理してもらい、少しは論点が見えてきた。

: 模擬評議を体験してみて、個々の事実がどのようなものなのか、正直分から

なかった。何を議論しなければいけないのかというポイントがあらかじめ提示されていないと、弁護士や検察官からの情報が整理できない。先ほどの話のとおり、他の公判供述を含めた全体の供述に対する意見を求められた方が答えやすい。

：模擬評議を通して、一つの証拠に対する評価が、人によってここまで異なるのかということが分かった。実際の裁判員裁判においても、その裁判員の持っている背景によっては、証拠に対する評価及び意見が異なることになると思われる。

：模擬評議では、その事案での被告人の立ち位置や雰囲気などが、あまり想像できなかった。誰かに代役でやらしてもらえたら、より分かりやすいものになる。

：実際の裁判員裁判では、証人尋問の中で、どのように刺したかなど、その位置関係を再現したりすることがある。

：日本刀で刺されたという殺人未遂の事案で、どのように刺したか再現して、写真を撮ったことは実際にあった。ただし、注意しなければならないことは、問題となっている点以外の事実に関しても再現されたとおりの事実であったと誤解されてしまうことだ。例えば、被告人の手の動きだけを再現させているのに、足とか他のところの動きまで再現されたとおりの事実であったと誤解されないように注意しなければならない。

：今回の模擬評議の事案では、「嘘をつきません。」という宣誓をしているのに、相反する供述が出てきたりした。実際の裁判でもこういうことが多いのか。

：偽証罪の運用は、かつてはあまりなかったが、検察庁は、現在、偽証罪の運用について、もう少し積極的な姿勢になっているようだ。

：最初は、ある程度の先入観、ストーリーをもって臨んだが、そのストーリー

が正しいのか否かという点について、評議を通して自分の中で判断、整理していくという過程が少し理解できた。裁判長は、私たちよりもよく状況の整理ができているが、かなり早い時点でその事案に対するイメージ、心証を持っているのか。

：裁判官は証拠は見ていないものの争点は認識しており、ある程度の心証は抱いている。ただし、その心証は、裁判員との評議の中で変わる可能性のある心証である。実際の裁判でも当初に持っていた心証が、裁判員との評議の中で変わったことは何回かある。裁判官が、自分の心証は常に正しいと思って、評議に臨めば、裁判員裁判は成り立たない。

：模擬評議を体験して、判断の根拠となる常識は人によって異なるので、非常に判断が難しいという印象を受けた。傷の状況などの客観的事実をもう少し積み上げていくことができると、証言の信用性がさらに分かってくる。科学的と言って良いかどうかは分からないが、そのようなデータの積み重ねがあれば、判断に際し、もっと別の見方ができた。

：模擬評議の冒頭に、証拠上認められる争いのない事実について、はっきり説明すべきであったと思う。裁判員は、人を刺したことなく、着衣の上から包丁で人を刺した場合、特に本件のように季節が冬で、着衣が厚い場合などの程度の抵抗があるかは分からない。その点を補充するものとして、法医学者に裁判員裁判に来てもらい、例えばどれくらいの力をかければ、着衣の上からでも刺さるのかということを経験してもらったこともある。客観的な事実に基づく認定が求められるという点は、そのとおりだと思う。

：模擬評議における裁判長の評議の進め方は、非常に抑制的であった。裁判長がどのような意見を持っているかは分からなかった。我々の意見を上手に引き出していたので、うまく評議が進んだ。相対立する供述の信用性については、全体に対する意見を求めた方が裁判員は答えやすいという点は、そのと

おりだと思う。ただし、特定の事実があったかどうかという点と、その事実がどのような意味を持つのかという点を明確に区別した方が分かりやすい。裁判長の説明を聞けば、裁判長はその点の区別を行っていることは分かるが、そのことをもう少し明確に裁判員に提示した方が、議論がもっと整理、収斂されると思う。

: 実際の裁判員裁判においては、裁判員に対して、事前にどのような形で事件の内容を説明するのか。

: 起訴状朗読の前に、起訴状について説明をする。起訴状には難しい言葉も記載されているので、それがどのような意味なのか、また、本件事案がどのような犯罪なのかということの説明もするが、それ以上、事案の内容について説明はしない。難しい法律概念があれば、その点についても更に説明をすることがある。例えば、殺意というものを、裁判員は、単に殺してやろうという気持ちだと考えていることが多く、その点については補充の説明を行ったりすることがある。

: 裁判官は、裁判員以上に、事前に事件の情報を持っているのか。

: 公判前整理手続を行っており、検察官側及び弁護士側が、どのような主張をして、どのような証拠を出してくるかということは分かっているが、証拠の中身までは分かっていない。本件がどのような事件で、検察官及び弁護士双方がどのような主張をする予定で、争点がどこになるのかということも分かっている。

: 正直なところ、模擬評議に入っても、誰に何を言って良いのか分からなかった。ある程度、事件の情報を聞いて、すぐに理解できる人もいれば、理解できない人もいる。論点の整理などを行わないと、非常に難しい。

: 今日の事案の資料は少し古いので、検察官と弁護人の主張書面が一覧性に欠けている部分もあった。

- : 民間企業では、ブレインストーミングを行ったりすることがある。模擬評議でも、ホワイトボードを利用するなどして、もう少し論点を整理すべきである。
- : 実際の裁判員裁判では、論告及び弁論において、もう少し互いの主張がかみ合った形の書面が提出される。ホワイトボードを使って、互いの主張及び論点分かるような説明を行うこともある。
- : 手元に図面などが少ないと、証言を聞いても、不慣れな裁判員は大変だと思う。
- : もう少し検察官側と弁護人側の双方の主張を対比させて議論しなければならなかったが、本日は時間の制約もあり行わなかった。
- : 実際の裁判員裁判は、今回のDVDの模擬裁判のような形で行っているのか。
- : DVDの事案の中ではパワーポイントを使っていたが、現在、パワーポイントは、あまり使われていない。
- : 起訴状朗読の後に、検察官側の冒頭陳述と弁護人側の冒頭陳述があるが、現在の実務では、双方の冒頭陳述が終了した時点で、一度評議室に戻って、裁判員に双方の冒頭陳述を理解してもらえたか否かを確認していることが多い。その時点で、裁判員に争点を把握してもらっている。
- : 今回の模擬評議では、証言などの情報整理に苦労して、混乱することもあった。
- : 証言に関しては、音声認識システムを利用し再現することができる。
- : 裁判官の記載した供述メモと、音声認識システムを使用した重要なポイントについての供述の再現を通して、情報を整理している。例えば、被害者の証言とそれに対応する被告人の弁解の部分を再現して記憶喚起し、どちらの供述がその他の証拠と併せて判断して、より説得力があるかどうかを議論してもらっている。

- : 議論において、観念的な話は別として、事実は実際どうなんだという話をよくする。実際の裁判員裁判においても、実際事実がどうであったのかという点についての追求を、極力行っていただきたい。
- : 単純な事件でかつ議論をする余地もないと当初は考えていたが、各委員において、証拠に対するいろいろな評価があり、新鮮に感じた。裁判員一体となって議論を進めていく裁判員裁判は、非常にいい制度であると改めて思った。同時に、これから複雑な事件や長期間の裁判に対してどう対応していくのか、裁判官の力が試されると思う。議論をまとめていく力や司会進行をどう進めていくのか、そういった力が試される。裁判員が議論して出した裁判員裁判の判決を、二審ではひっくり返さないでほしい。
- : 裁判員裁判においては、裁判官の力量が試されているということは、裁判所内部でも言われてきたことである。よりいろいろな観点から、裁判官としての力量も高めていかなければならない。
- : 私は弁護士なので、各種の制約の中で、被告人の言い分を客観的な事実と整合する形で主張していくことになる。今回の事案においては、弁護人側のストーリーに乗った委員もいれば、検察官側のストーリーに乗った委員もいたが、それがいいとか悪いとかいった話ではなく、そのように多角的な視点で、事実認定をすることが大事であると思う。今回の模擬評議では学識経験者の委員が裁判員役を務めたが、普通の職業に就いている人が、短期間の裁判員裁判の審理において、どの程度活躍できるのかということは、今後の課題である。
- : 私は検察官であり、今まで評議の様子は、全く分からなかったもので、非常に興味を持って模擬評議を見学していた。各委員は、傷の深さや着衣などの客観的な事実から判断していたので、検察官としても客観証拠を大事にして、今後の裁判員裁判に取り組んでいきたい。現在の裁判員裁判における冒頭陳

述や論告では，A3 判程度の紙に検察官側の主張をまとめたものを裁判員に提示している。その書面を評議でも使用してもらえれば，我々としてもやりがいがある。裁判員が使いやすい書面を作りたい。

：本日の模擬評議で使用した資料は，古い資料で，また，作成に当たって，収録時間の制約から，かなりの情報が省かれている。その結果，今回模擬評議に参加した委員を悩ませてしまったという面がある。現在の裁判員裁判は，技術的な面では，もう少し変わってきているが，評議の基本に関しては，今回体験してもらった模擬評議と変わっていない。

## 7 次回のテーマ

法曹養成の現状と課題